

宇部市水道局契約規程

令和四年四月一日
水道事業管理規程第三号

第一章 通則

(趣旨)

第一条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、契約に関する事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(契約担当者)

第二条 契約の締結は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）又は契約の締結につき管理者の委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）が、行うものとする。（契約書の作成）

第三条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日から次の各号に掲げる契約の区分により、当該各号に掲げる日以内に当該契約に係る契約書を作成し、当該契約の相手方とともに、当該契約書に記名押印するものとする。

一 工事の請負契約 十日

二 不動産の売買契約 三十日

三 前二号以外の契約 五日

2 前項の規定により契約担当者が作成する契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

一 契約の目的に関すること。

二 契約金額に関すること。

三 履行期限に関すること。

四 契約保証金に関すること。

五 契約履行の場所に関すること。

六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法に関すること。

七 監督及び検査に関すること。

八 履行の遅滞その契約不適合があつた場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関すること。

九 危険負担に関すること。

十 契約不適合責任に関すること。

十一 契約に関する紛争の解決方法に関すること。

十二 その他必要と認める事項

3 契約書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

4 前項の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百

二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行わなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第四条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

一 契約金額が五十万円を超えない指名競争契約又は随意契約(これらの契約で不動産の売買若しくは賃借に係るもの又は建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事に係るものを除く。)を締結するとき。

二 せり売りに付するとき。

三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品を引き取るとき。

四 官公署と契約(不動産の売買又は貸借に係るものを除く。)を締結するとき。

五 第一号に規定するもの以外の随意契約について管理者が契約書を作成する必要があると認めるとき。

(請書の提出)

第五条 契約担当者は、前条第一号の規定により契約書の作成を省略する場合においては、当該契約の適正な履行を確保するため、当該契約の相手方をして契約の目的、契約金額、履行期限その他必要な事項を記載した請書を提出させるものとする。ただし、契約金額が二十万円を超えないものについては、請書の提出を省略させることができる。

(契約保証金の納付)

第六条 契約担当者は、契約の相手方をして契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付させるものとする。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。

一 国債及び地方債 額面金額又は登録金額の八割に相当する金額

二 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第三条に規定する金融機関をいう。第四号において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

三 郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。)が発行する為替証書 証書に記載された金額

四 金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証 その保証する金額

(契約保証金の免除)

第七条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

二 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項に規定する資格を有する者と契約(工事の請負契約については、管理者が別に定めるものをいう。以下この号において同じ。)を締結する場合において、その者が過去二年の間に国(公団を含む。以下同じ。)、

又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

三 法令に基づき延納が認められる場合において、延納についての確実な担保が提供されたとき。

四 不動産及び物品を売り払う契約を締結する場合において、その代金が即納されるとき。

五 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

六 公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要な財産を直接に国又は他の地方公共団体に売り払い、又は貸し付けるとき。

七 契約の相手方が当該契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他管理者の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

八 前各号に掲げるもののほか、契約が履行されないこととなるおそれがないと認められるとき。

(遅延利息等)

第八条 契約担当者は、契約の相手方が契約の履行を遅滞した場合においては、契約の相手方をして遅延日数に応じ、当該契約金額について年三パーセントに相当する額の遅延利息、違約金その他の損害金を納付させるものとする。ただし、天災その他特別の理由により遅滞した場合においては、これを減免することができる。

(契約上の制限)

第九条 契約担当者は、管理者が特に承認した場合を除き、契約の相手方が当該契約に係る権利若しくは、義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、当該契約の目的を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は当該契約上の地位を第三者に譲渡することができることを内容とする契約を締結してはならない。

(契約の変更等)

第十条 契約担当者は、必要があると認めるときは、契約の相手方と協議のうえ当該契約の全部又は一部の解除、内容の変更又は履行の中止をすることができる。

(契約の解除)

第十一条 契約担当者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約を解除することができる。

一 契約の履行期限内に当該契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由なくして契約の履行の着手期日が過ぎても、なお当該契約の履行に着手しないとき。

三 契約の履行につき不正な行為があったとき。

四 令第六十七条の四に規定する者に該当することとなったとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方又はその代理人が法令又は契約に違反し、当該違反によって当該契約の目的を達することができなくなつたと認められるとき。

2 契約担当者は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を当該契約の相手方

に通知するものとする。

（契約保証金の還付）

第十二条 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約で別段の定めをした場合を除き、契約の相手方が当該契約上の義務を履行した後速やかに還付するものとする。

（監督職員の職務）

第十三条 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、契約の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、工事又は製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行について必要な細部設計図及び原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認を与えるものとする。

2 監督職員は、契約の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、工事又は製造その他についての請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等により監督をし、又は必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

（検査職員の職務）

第十四条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。）につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量について検査を行うものとする。

2 検査職員は、前項の場合において必要があると認めるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うことができる。

（兼職の禁止）

第十五条 検査職員は、同一の契約につき、特別の必要がある場合を除き、監督職員を兼ねることができない。

（検査調書）

第十六条 検査職員は、契約についての給付の完了の確認をしたときは、当該契約についての給付の完了の確認を証明する検査調書を作成するものとする。ただし、契約金額が二十万円を超えない契約については、これを省略することができる。

（監督又は検査を委託して行った場合の確認）

第十七条 管理者は、令第百六十七条の十五第四項の規定に基づき、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合には、当該監督又は検査の委託を受けた者をしてその結果を記載した文書を提出させてこれを確認するものとする。

（部分払の限度額）

第十八条 契約により工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の百分の九十、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の金額まで支払うことができる。

第二章 一般競争入札

(入札参加者の資格審査等)

第十九条 宇部市財務規則（昭和四十四年四月一日規則第四号。以下「規則」という。）第百十一条第一項及び二項の規定による。

(入札参加者の資格を定めた場合における公示)

第二十条 規則第百十二条の規定による。

(入札の公告)

第二十一条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、当該入札の期日前十日までに揭示場に公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期日を五日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第二十二条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 一般競争入札に付する事項に関すること。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関すること。
- 三 契約条項を示す場所に関すること。
- 四 入札の場所及び日時に関すること。
- 五 入札保証金に関すること。
- 六 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札の無効に関すること。

(入札保証金の納付)

第二十三条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、当該競争入札に係る見積金額の百分の五以上の入札保証金を納付させるものとする。

2 第六条第二項（第四号を除く。）の規定は、前項の規定による入札保証金の納付についてこれを準用する。

(入札保証金の納付の免除)

第二十四条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、前条第一項に規定する入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に、水道局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二 令第百六十七条の五第一項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付)

第二十五条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該入札の終了後又は入札の中止の場合には、速やかに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約保証金に充当する場合を除くほか、落札者が契約を締結した後において還付するものとする。

（予定価格）

第二十六条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する設計書、仕様書等によって予定し、かつ、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 契約担当者は、電子入札（電子入札システム（入札に関する事務を局の電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続して処理を行うシステムをいう。）を使用して行う入札手続をいう。以下同じ。）の方法により入札を行うときは、前項の規定にかかわらず、開札の日時までに、予定価格を局の電子計算機に登録しなければならぬ。

（予定価格の決定方法）

第二十七条 予定価格は、一般競争入札に付そうとする事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者としてできる場合）

第二十八条 契約担当者又は契約担当者から入札の執行を命ぜられた職員は、令第六十七条の十第一項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、必要があると認める場合には、直ちに落札者を決定することなく、当該入札の執行に係る調書を作成し、その理由及び自己の意見を記載した書面を添えて管理者に提出し、その者を落札者とし、そのことについて承認を求めるものとする。

2 契約担当者は、前項の承認があったときは、同項に規定する者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうちから落札者を決定するものとする。

（最低制限価格）

第二十九条 契約担当者は、令第六十七条の十第二項の規定により特に最低制限価格を設けて落札者を決定しようとするときは、当該契約に係る予定価格及び最低制限価格について管理者の承認を求めるものとする。

2 前項の規定により最低制限価格を設けた場合においては、当該価格を記載した書面を封書にし、かつ、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。ただし、電子入札の方法により入札を行うときは、第二十六条第二項の規程を準用する。

（総合評価一般競争入札）

第三十条 契約担当者は令第六十七条の十の二第三項に規定する落札者決定基準を定めようとするときは、同条第四項及び省令第十二条の四の規定により学識経験を有するもの（以下「学識経験者」という。）から聴取した意見を管理者に報告し、その指示を受

けるものとする。

2 契約担当者は前項の規定により意見を聴取する際、合わせて、同項の規定により定める落札決定基準に基づいて落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴取するものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札の方法)

第三十一条 入札者は、入札（次項及び第三項の規定による入札を除く。）を行うときは、入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、これを封筒に入れて管理者の指定する日に所定の場所に提出しなければならない。

2 入札者は、郵便入札（郵便を利用して行う入札手続をいう。）の方法により入札を行うときは、書留（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四十五条に規定する書留をいう。）その他発送事実を証することができる方法により、入札書を管理者の指定する日時までに所定の場所に到達するように郵送しなければならない。この場合において、当該入札書を入れた封筒の表面に入札に係る件名、開札日、入札者の住所及び商号又は名称を表示しなければならない。

3 入札者は、電子入札の方法により入札を行うときは、入札者の使用に係る電子計算機に管理者の指定する認証方式を用いて、入札金額その他必要な情報を入力し、当該情報を管理者の指定する日時までに局の電子計算機に送信しなければならない。

第三十二条 契約担当者は、入札につき、代理人により入札しようとする者があるときは、入札前に当該代理人から委任状を提出させるものとする。

(落札の通知)

第三十三条 契約担当者は、入札につき、落札者を決定したときは、直ちに、当該落札者に対してその旨を通知するとともに、当該落札者以外の入札者に対して適宜の方法により落札の決定があった旨を通知するものとする。

(せり売り)

第三十四条 契約担当者は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、本章の規定に準じ、せり売りに付することができる。

第三章 指名競争入札

(入札参加者の資格の審査)

第三十五条 第十九条の規定は、令第百六十七条の十一第二項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合についてこれを準用する。

(指名基準)

第三十六条 管理者は、契約担当者が、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を、指名する場合の基準を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第三十七条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから、前条の基準により指名競争入札に参加する者なるべく三人以上指名するものとする。

(入札の通知)

第三十八条 契約担当者は、前条の規定により入札者を指名したときは、入札の期日前十日までに次に掲げる事項を当該入札者に通知するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期日を五日までに、短縮することができる。

- 一 競争入札に付する事項に関すること。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関すること。
- 三 契約条項を示す場所に関すること。
- 四 入札の場所及び日時に関すること。
- 五 入札保証金に関すること。
- 六 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札の無効に関すること。

2 工事については、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第六条の見積期間を、通知期間とみなして、前項の規定を適用する。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第三十九条 第二十三条から第三十三条までの規定は、指名競争入札の場合について、これを準用する。

第四章 随意契約

（予定価格の決定）

第四十条 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ第二十七条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

（限度額）

第四十一条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「公企令」という。）第二十一条の十三第一項第一号に規定する規則で定める額は、次の表の上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の下欄に定める額とする。

一	工事又は製造の請負	二百万円
二	財産の買入れ	百五十万円
三	物件の借入れ	八十万円
四	財産の売払い	五十万円
五	物件の貸付け	三十万円
六	前各号に掲げるものの以外のも	百万円

（随意契約によることができる場合の手続）

第四十二条 契約担当者は、公企令第二十一条の十三第一項第三号又は第四号に規定する契約の締結が見込まれるときは、当該契約に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

- 一 物品又は役務の名称及び数量
- 二 契約を締結する時期
- 三 前二号に掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項
- 2 契約担当者は、前項の契約について見積書を提出させようとするときは、当該契約に係る次に掲げる事項を公表するものとする。
 - 一 物品又は役務の名称及び数量
 - 二 見積書を提出させる者の選定に係る基準

- 三 契約の相手方の決定の方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項
- 3 契約担当者は、第一項の契約を締結したときは、当該契約に係る次に掲げる事項を公表するものとする。
 - 一 物品又は役務の名称及び数量
 - 二 契約を締結した日
 - 三 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 四 契約金額
 - 五 契約の相手方を決定した理由
 - 六 前号に掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項（見積書）
- 第四十三条 契約担当者は、随意契約によるときは、なるべく二人以上の者から見積書を提出させるものとする。
- 2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、見積書を提出させないことができる。
 - 一 官公署と契約を締結しようとするとき。
 - 二 季節的な生産物又は腐敗のおそれがあるものの売買契約を締結する場合において見積書を提出させる暇がないとき。
 - 三 官報その他価格が一定しているものの購入契約を締結しようとするとき。
 - 四 契約の目的物の性質上見積書を提出させ難いとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。
（宇部市上下水道局契約規程の廃止）
- 2 宇部市上下水道局契約規程の廃止（平成二十六年管理規程第三号）は、廃止する。
（予定価格に係る特例）
- 3 当分の間、契約担当者は、第二十六条（第三十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により一般競争入札又は指名競争入札に付する工事又は製造その他についての請負契約又は普通財産の売り払いの価格を予定したときは、第二十六条の規定にかかわらず、当該請負契約又は普通財産の売り払いに係る一般競争入札又は指名競争入札を執行する前に当該価格を公表することができる。

（最低制限価格に係る特例）

- 4 当分の間、契約担当者は、第二十九条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札又は指名競争入札に付する工事又は製造その他についての請負契約の最低制限価格を設けて落札者を決定しようとするときは、第二十九条第二項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札を執行する前に当該最低制限価格を公表することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。